

平成27年度第5回青梅市図書館運営協議会会議録

平成28年3月16日（水）午後6時

中央図書館多目的室

1 あいさつ

2 自己紹介

出席者全員

3 報告事項

(1) 指定管理者による管理運営の実施について

（事務局） [資料2-1にもとづき説明]

（委員） 4月から指定管理者による管理運営という事ですが、この後はもういっさい手が完全に離れてしまうのでしょうか。

（事務局） 指定管理制度は、図書館運営の全部を協定の元で実施する制度なので、原則的に事業企画から選書まで、全て指定管理者に行ってもらいます。直営の組織として図書館事業を評価する部門を予定しており、運営協議会の事務局も担当します。

（事務局） 図書館流通センターの概要、その他、簡単にご説明願います。

（TRC） [会社パンフレットにもとづき説明]

主な事業は、新刊全点案内、図書装備、マーク、図書館運営。

(2) 平成28年度図書館事業計画について（資料2-2）

（委員） 青梅市の図書館を今後運営するにあたり、どのような特色を出していくのかお聞きかせください。

（TRC） [資料2-2にもとづき説明]

（委員） 事業でカフェ事業と委託事業と託児事業とありますが、他の地区で指定管理で運営されている図書館は、ほとん

どやっているのですか。

(T R C) ほとんどではないです。我々が提案をしても躊躇する自治体さんもあります。中央館が直営で、地域館をまかされている場合などは、地域館だけでやるという事が難しいというケースもあります。

(委 員) 今まで、図書館の床下にコードが走っているで、館内では水分は絶対いけないと言われていたのですが大丈夫ですか。

(事務局) 多目的室床下には磁器ループが入っておりますので、ここは水分には注意が必要です。また、床板が特殊な素材らしく、オープン当時に床の水拭きで収縮した、割れたなどの現象があったため水分厳禁という形をとってきましたが、震災以降、節電の推進と並行して水分補給のニーズも高くなっていることもあり、資料の汚損等の心配はありますが、蓋付きのものを使うという条件で、エリアを区切ってスタートしようということになりました。

(委 員) かなり浸透しているルールなので、周知をきちんとお願いします。本を汚されると困りますので、エリアの周知もお願いします。

(事務局) スタート時点では、2階の窓際の閲覧席の丸テーブルがついている椅子等を想定しています。

(委 員) 新聞を読んでいるエリアでは飲めますか。

(事務局) まだエリアの最終決定はしていませんが、居心地の良い空間を演出したいと考えています。

(委 員) そういふのがあれば、図書館にあまり来なかった人も立ち寄るかもしれないですね。

(事務局) 見晴らしも良いので、そうなってほしいです。

(委 員) 他市の人も、ここに来て読めますか。

(事務局) 図書館を利用していただくことは問題ないです。

(委 員) 市民サービスという意味で他市と協力をして、例えば、昭島市民も借りられるような形で、もっと利用者が増えたらいいなと思っています。

(事務局) 現在、西多摩の市町村は西多摩広域行政圏として、さらに隣接する埼玉県の飯能市と入間市とは相互利用協定結んでおりますので、その範囲でしたら利用が出来る状況になっています。

(委員) 本を借りるのは無理ですね。

(事務局) できます。西多摩8市町村と飯能市、入間市の住人は青梅市図書館のカードが作れます。また、青梅市内にお勤めでしたら、在勤という形でカードが作れます。

(委員) 託児の方は市民だけですか。

(TRC) 図書館の利用者登録のある方という形を予定しています。図書館利用者全員にサービスをしたいという思いはありますが、お母さんが見当たらなくなったりすると問題があるので、本人確認できる方としています。

(委員) 開館時間が中央図書館は早く始まるという事ですが、市民センター内にある分館は、従来どおりで、5時には閉まりますよね。先々は6時くらいまで延ばして頂けたらいいと思います。

(事務局) 市民センターは5時を過ぎると、別の委託業者の管理になるので、施設管理上難しいという結論になりました。

(委員) 託児サービスは、無料で行うサービスですか。

(TRC) 利用者は無料です。

(委員) 利用する方法を教えてください。

(TRC) 預かる体制としましては、4時間ですが、1時間という枠でのお申し込みをお受けするという事で考えております。

(委員) 1時間の行動を指定はしませんか。

(TRC) あくまでも図書館をゆったりと使っていただきたいという趣旨ですので、図書館の中において下さいというのはお願いをします。

(委員) 本だけでなく、若いお母さん方の子育て相談などのニーズは多いと思います。

(事務局) 今回、河辺と東青梅が廃館して子育て広場事業が始まりますので、子育て相談まで図書館で始めてしまうと境目がなくなってしまいます。託児のプロの方が一時預かりを実施しますので、いろいろと参考になるお話も期待出来るとは思いますが、本を選ぶための一時預かりという風に限定して実施してまいります。

(委員) 相談とか紹介が、一つでも担えると良いです。

(TRC) 色々な地域の図書館を運営させていただいている中で、医療やビジネス等に特化したサービスを図書館として行っているところや、紹介に力を入れているところもあります。自分たちで答えるだけではなくて、そういう案件であればここにつなぐというポータル的な役割ですね。我々が図書館としてお答えするだけでなく、青梅市であればここに相談する窓口があるんですよ、というようなことはできると思います。

(委員) 分館には、色々なチラシ類が置いてあります。何か困った時にはこの棚からみたいなところがあるといいかと思います。

(委員) 本のリクエストをする時に市内になかった場合、どのような形で行っていますか。

(事務局) 青梅市の図書館に所蔵してない本に対するリクエストにつきましては、購入と借用で対応しています。借用につきましては、都内の他自治体の図書館等から取り寄せたものを提供しています。今後も同様の対応です。

(委員) 保育士の方や図書館員の方々の非正規雇用について厳しい労働環境におかれているという、それが社会問題化している状況下にあります。前面に立たれるフルタイムやタイムシェアのスタッフはどうでしょうか。今まで働いていた方が継続されて雇用されるという形でしょうか。

(TRC) 潤沢に指定管理費があるわけではありませんが、我々はその中で最大限有効に活用していこうと考えてい

ます。当然、法に触れるような事はありませんし、会社の基本的なスタンスとして原則残業なしの業務設計で、サービス残業は無し、働いた分はきちっと払うというスタンスです。

4月以降の体制は、今こちらで働いている方に移っていただくケース、もともと図書館流通センターの別の部署、別の図書館にいて異動する者、今回新たに公募して採用する新人、という形に分かれます。新人の時給なり月給というのは公募している通りですので、今でも図書館流通センターのホームページを見ていただくと、このぐらいの金額だというのは分かります。

4 協議事項

(1) 青梅市図書館資料収集基準の一部改正について（資料3-1）

（事務局） [資料3-1にもとづき説明]

（委員） 「複本購入については、上限は定める。」というところですが、だいたい何冊ぐらいですか。

（事務局） 現在、最多で11分館プラス中央2冊で13冊です。一斉に購入するのではなく、予約件数が蔵書1冊あたり10件を上回る場合、10件につき1冊を所蔵していない館で購入し、すべての館が所蔵している場合は2冊を限度に中央図書館の複本として追加購入する方法です。その他に寄贈があれば、受け入れしています。ベストセラー本の複本を何冊も抱えて回すため本が売れない、という出版業界からの非難もあり、ニーズが高いことは承知していますが、節度をもった形で計画的に購入しています。

（委員） (2)の基本姿勢規定の「人権・人格権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。」の慎重という表現はどのような形なのかということと、決定するというのは誰が決定するのか。

（事務局） 人権・人格権を侵害するおそれのある資料について、

話題性は高くとも、限られた予算の中で所蔵すべきかどうかを慎重に決定するのは、公共図書館として大切な姿勢であると考え追加しました。指定管理者が選書会議で選んだ購入候補を、教育委員会が承認する形になります。

(委員) 文言の中に主観で様々な捉え方のできる表現があるので、その辺の基準はどうかと思い尋ねたところでした。

(委員) 青梅市の図書館で購入できなかったとしても、他自治体の図書館にある場合、リクエストがあったら対応しますか。

(事務局) 話題になっている本というのは所蔵している他自治体の図書館でも予約がたくさん入っているとは思いますが、協力は要請していきます。

(委員) これからもそういう出版物は出てきますし、今までもあります。表現の自由とか芸能の自由も出版の自由もありますが、本には良書というのがあります。公立図書館は、良書を選んで入れていただき、興味本位の人はお金出して買ってくれれば良いと思うので、そういう姿勢を貫いていただければと思っています。

(TRC) 話題性のみの本は、以前の勤めていた図書館でも購入はしませんでした。その際は個別案件毎の判断で購入しないと決定しましたが、しないという事の説明を求められることがあるので、資料収集基準に明記してあるとありがたいです。複本の問題も利用者からも1年待ちじゃないかと苦情も言われました。しかし、前の図書館も基本複本は買いませんでした。一部子どもの課題図書とかいう本は2冊までとか、例外はありますがブームが去った後に見向きもされなくなるともったいないので、基本的には大人のベストセラー本は1冊。資料費が限られた中で、この本を2冊3冊買う事によって他に買いたい本を諦めなければいけない、という説明をしましたが、複本購入の基準が無い中での説明だったので、誠意を持

って説明するしかありません。基準があると、運営する上ではありがたいと思っています。

(委員) 青梅市で最大限13冊購入しているという事でしたが、13冊そのまま残っていますか。

(事務局) 回転が速く傷みも激しいため、処分する時期も早くなっています。

(会長) 協議事項なのでお諮りします。協議事項(1)について承認することに異議ございますか。

(異議無し)

(会長) 異議なしと認めます。よって、協議事項(1)「青梅市図書館資料収集基準の一部改正について」は承認されました。

(2) 青梅市図書館資料選定基準の制定について (資料3-2)

(事務局) [資料3-2にもとづき説明]

(委員) あえて文言を入れさせていただきました。地域資料といった場合の目玉になってくるものは、青梅で言えば青梅市史、青梅教育史といったところは欠かせないものなので、そこが最優先で収集していただきたいというところを込めまして積極的等を入れさせていただきました。幸い、三多摩では文化財関係の連携で毎年のような郷土史フェアというのをやっています。今は立川市を中心に施設を借りる形で行われ、各自治体今年度新規で刊行したもの、従来のもので自治体史、それぞれの博物館の図録なんかを一同に会して、購入できる、見てとれるという場が設定されています。あそこに並んでいるような資料をイメージして文言を入れさせていただいた次第です。

今回節目でいい機会だったと思ったのは、今まで選定基準なり除籍基準というものについて目に触れる機会がありませんでした。これは常態化してほしいと思いました。あえて見直し作業という項目を設けて下さり、この際に事務局から運営協議会のほうに、はかるという形式をとっていただけたので、非常に多くの意見を先生方か

ら出して頂くことで、よい形になっていくかと感じております。

(事務局) 今までこの基準は内規という形だったので、指定管理に移行する中で表に出せる良い機会だったと思います。

(委員) 点字図書寄贈については、とありますが、今まで音訳の会で録音図書も寄贈しています。

(事務局) (8)でハンディキャップ資料の選定基準とうたっており、内容がハンディキャップ資料のためなので個別表記は削除します。

(委員) 選定の内容ということからすると、青梅の図書館としての特色を出したいという部分は地域資料というところにまとまってくるかと思いますが、TRCとして何か青梅の図書館に特色を出すために、選書目標というものを持っていますか。

(TRC) 今現在何か目標があるかというところとございません。これはこの後議論していく方が良くと思っています。図書館は2階建てをイメージしていただくと良いかと思いますが、1階部分というのは金太郎飴ってよく批判的に言われることもあるかと思いますが、金太郎飴であるべきだと思っています。例えば、住民がどこの自治体に住んでいても基本的な図書の提供は受けられるようになる、という意味で、特徴がない、幅広く揃えるという基本部分が必要だと思っています。そこが出来て初めて2階が作れます。2階としてまず明らかに言えるのは地域資料ですね。地域資料につきましては、市立図書館というのはそこの市が中心で、近隣等ありますのでその情報。住民も知りたいでしょうし、他の地域の人がその地域のことを知りたいと思った時には出かけた先の図書館で調べたい。そこに応えられる施設でありたいと思いますので、特徴という事でいいますと、地域資料はやや永劫的に重視していくものだというふうに考えます。自治体によっては町中にあるのでビジネス書のウェイトを増やそ

うとか、住宅街にあるこちらで言いますと地域館でいうと比較的住民の方が手に取りやすい本をウェイトを増やそうとか、そういったものは運営していく中で出てくるとは思いますが。

(委員) 図書館機能を持っていない文学館ですが、文学館というのを一種の専門図書館として利用される方というものもあるわけです。そういう意味で利用を上げる一つの方向として、何かに特化することによって専門図書館として、あれについて調べるなら青梅の図書館に行けばいいというようなジャンルを持ってもいいのかなというのは思っています、そのようなことを伺ったんですが。

(TRC) そういうことも今後可能性が出てきたときに相談しながらという形になるかと思えます。例えば映画に関連するものは青梅に行けばあるとか、青梅が日本全国に向けて発信できるようなもの、できそうなものが出てきたときにやっていければと思えますけど、一過性で出来るものではないとは思っています。

(委員) ただいま、2階建てのお話がありましたが、私は地域資料が2階に位置すると考えていません。どちらが、1階に位置するのか。はっきり申し上げて、どちらとも言えないと思えます。青梅市の図書館としての存在意義、地域文化の中心として図書館が果たしてきた脈々たる歴史、そのために尽くしてきた先人たちの思いを無視することはできません。何のために、青梅市の図書館として存続してきたのか。青梅の地域資料は、ここで一番充実していなければ意味がないわけです。間違っても、青梅のことを知りたいなら、羽村の図書館へ行った方がいいということになってはいけません。

(TRC) 地域資料は絶対的に必要であるし、力を入れて収集していきたいと思っています。

(委員) 市内の各小中学校では記念誌を発行しています。共同コーナーのようなもの作り、立ち寄った人が自分の学

校の記念誌を手にとって読めたりすると面白いか思います。もし、収集されるのであれば各学校に言えばすぐ集まります。

(事務局) 寄贈していただいている学校の記念誌は、すべて受け入れし配架しておりますが、未所蔵ものもあります。

(委員) リストがあれば校長会で配り、無いものを提供することは可能だと思います。

(会長) 協議事項なのでお諮りします。協議事項(2)について訂正部分も含めて、承認することに異議ございますか。
(異議無し)

(会長) 異議なしと認めます。よって、協議事項(2)「青梅市図書館資料選定基準の制定について」は承認されました。

(3) 青梅市図書館資料除籍基準の制定について (資料3-3)

(事務局) [資料3-3にもとづき説明]

(委員) 除籍資料の処分はどうするのでしょうか。

(事務局) 絵本とか児童書の類は、一部そのまま新しい施設に残し、複本のあるものは再利用に回すことを考えています。

(会長) 協議事項なのでお諮りします。協議事項(3)について承認することに異議ございますか。
(異議無し)

(会長) 異議なしと認めます。よって、協議事項(3)「青梅市図書館資料除籍基準の制定について」は承認されました。

5 その他

(事務局) [新生涯学習施設構想について説明]

(会長) 以上で、本日予定した案件は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり、御協議を賜りまして大変ありがとうございました。これをもちまして、平成27年度第5回図書館運営協議会を閉会いたします。本日は大変御苦勞さまでした。

以上